

宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年4月10日(水) 午後1時30分
- 2 開催場所 市役所 防災研修室AB
- 3 出席委員(農業委員14名+推進委員7名)

農業委員(14名)

会長 安部英輔、会長代理 安河内龍一、2番 山本裕啓、3番 武田俊彦、
4番 吉崎康正、5番 森田広富、6番 塩川和秀、7番 春田章匡、
8番 高崎雅俊、9番 水上昭和、10番 山本 隆、11番 占部 博、
12番 遠藤讓一、13番 阿部 進

推進委員(7名)

1番 松田隆春、2番 渡邊博伸、9番 奥水英治、10番 神谷正幸、
11番 荒牧浩文、12番 小田喜信、13番 舟越俊茂

- 4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 審議案件

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告事項

- (1) 報告第1号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の届出について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

局長 宮田 享典
係長 佐野 史晃

8 会議の概要

議 長 　ただ今から、令和6年度 第1回農業委員会を開会いたします。本日の委員14名中14名出席ですので、総会は成立しています。議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。8番 春田委員、9番 高崎委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第2審議案件に入ります。まず、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事件番号1番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 員 　1ページ議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2ページ農地法第3条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

【事件番号1番 説明】

議 長 　事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件についての補足説明、意見があればお願いします。

委 員 　特に問題ありません。

議 長 　事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 　ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号1番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番について許可と決定いたします。

議 長 　続きまして、事件番号2番につきまして、事務局、説明をお願いします。

係 員 　続きまして、事件番号2番、

【事件番号2番 説明】

議 長 　事件番号2番の担当地区の推進委員さん本案件についての補足説明、意見があればお願いします。

委員 問題はありません。

議長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議長 ないようですので採決に入ります。事件番号2番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号2番について許可と決定いたします。

議長 続きまして、事件番号3番につきまして、事務局、説明をお願いします。

係員 続きまして、事件番号3番、

【事件番号3番 説明】

議長 事件番号3番の担当地区の推進委員さん本案件についての補足説明、意見があればお願いします。

委員 問題はありません。

議長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議長 ないようですので採決に入ります。事件番号3番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号3番について許可と決定いたします。

議長 続きまして、事件番号4番につきまして、事務局、説明をお願いします。

係員 続きまして、事件番号4番、

【事件番号4番 説明】

議長 事件番号4番の担当地区の推進委員さん本案件についての補足説明、意見があればお願いします。

委員 問題ありません。

議長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議長 長 ないようですので採決に入ります。事件番号4番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号4番について許可と決定いたします。

議長 長 続きまして、事件番号5番につきまして、事務局、説明をお願いします。

係員 続きまして、事件番号5番、

【事件番号5番 説明】

議長 長 事件番号5番の担当地区の推進委員さん本案件についての補足説明、意見があればお願いします。

委員 問題はありません。

議長 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議長 長 ないようですので採決に入ります。事件番号5番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号5番について許可と決定いたします。

議長 長 続きまして、事件番号6番につきまして、事務局、説明をお願いします。

係員 続きまして、事件番号6番、

【事件番号6番 説明】

議長 長 事件番号6番の担当地区の推進委員さん本案件についての補足説明、意

見があればお願いします。

委員 問題はありません。

議長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委員 ご親族は、過去に市内に居住されていたのですか。

係員 ご両親が市内に居住されていました。

議長 他にありませんか。ないようですので採決に入ります。事件番号6番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号6番について許可と決定いたします。

議長 続きまして、事件番号7番につきまして、事務局、説明をお願いします。

係員 続きまして、

【事件番号7番 説明】

議長 事件番号7番の担当地区の推進委員さん本案件についての補足説明、意見があればお願いします。

委員 問題はありません。

議長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議長 ないようですので採決に入ります。事件番号7番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号7番について許可と決定いたします。

議長 続きまして、事件番号8番につきまして、事務局、説明をお願いします。

係員 続きまして、事件番号8番、

【事件番号 8 番 説明】

議 長 事件番号 8 番の担当地区の推進委員さん本案件についての補足説明、意見があればお願いします。

委 員 問題はありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 持分 2 分の 1 の譲り受け、譲り渡しとは、どういうことでしょうか。

係 員 現在登記上の地権者が 2 名の共有名義になっているため、これを 1 名にされるとということです。

議 長 他はよろしいですか。ないようですので採決に入ります。事件番号 8 番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号 8 番について許可と決定いたします。

議 長 続きまして、事件番号 9 番につきまして、事務局、説明をお願いします。

係 員 続きまして、事件番号 9 番、

【事件番号 9 番 説明】

議 長 事件番号 9 番の担当地区の推進委員さん本案件についての補足説明、意見があればお願いします。

委 員 問題はありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので採決に入ります。事件番号 9 番につきまして、許可す

ることに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号9番について許可と決定いたします。

議 長 続きます、事件番号10番につきまして、事務局、説明をお願いします。

係 員 続きます、事件番号10番、

【事件番号10番 説明】

議 長 事件番号10番の担当地区の推進委員さん本案件についての補足説明、意見があればお願いします。

委 員 問題はありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので採決に入ります。事件番号10番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号10番について許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

係 員 37ページ議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、38ページをお願いします。

【事件番号1番 説明】

議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 問題ありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番につきましては、意見書を知事に進達いたします。

議 長 続きまして、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 事件番号2番、

【事件番号2番 説明】

議 長 事件番号2番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いします。

委 員 問題ありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号2番につきましては、意見書を知事に進達いたします。

議 長 次に、議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

係 員 54ページ議案第3号 農用地利用集積計画の決定について55ページをお願いします。こちらは機構からの所有権移転となります。

【説明】

次に、56ページをお願いします。こちらも機構からの所有権移転です。

【説明】

次に、57ページをお願いします。
農用地利用権設定等計画一覧表、継続分となります。

【説明】

次に61ページをお願いします。
農用地利用権設定等計画一覧表、新規分になります。

【説明】

66ページをお願いいたします。4月分、継続、新規合わせて80筆、
面積149,077㎡となっております。以上でございます。

議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 ありません。

議 長 よろしいですか。それでは採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。(全員挙手) 全員賛成で承認されました。

議 長 次に日程第3、報告事項でございます。報告第1号、農地法第18条第6項の合意解約について、報告第2号、農地法第4条第1項第8号の届出について一括して事務局より説明をお願いいたします。

【説明】

続きまして、69ページ報告第2号 農地法第4条第1項第8号の届出
につきまして、70ページをご覧ください。
農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届報告書です。

【説明】

報告事項2件、以上でございます。

議 長 　ただ今の事務局からの報告について、ご質問、ご意見等ございましたら
　　お願いします。ございませんか。(なし)

議 長 　他によろしいですか。無いようですので、これらは報告案件でございますので、
　　了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の
　　議事については、全て終わりました。これで会議を終結いたします。

令和6年 4月10日(水)